

里地保全に関連する市町村条例の類型化に関する考察

A Study on the Classification of Municipal Ordinances Regarding Satochi Landscapes Conservation

三瓶 由紀* 武内 和彦*

Yuki SAMPEI Kazuhiko TAKEUCHI

Abstract : Recently, municipal ordinances regarding Satochi landscapes conservation have been frequently enacted, and expectations for these ordinances have been increasing. Improvement of the implementation of these municipal ordinances can be regarded as urgent and important. As a first step toward improvement, this paper attempts to give a detailed picture of these ordinances at regional scale by classification based on the contents of the documents of in these ordinances. As a result, three different types were distinguished. The first type consisted of ordinances enacted recently, in which a target site with farmland and forest and the community participation system as implementation measure were described (Type A). It was considered that this type of ordinance responded to the problems on conserving farmland and forest integrally. The second type consisted of ordinances in which government-initiated implementation measures regarding the maintenance of forests or agricultural lands were described (Type B). The third type consisted of ordinances without a definite description of the target site and implementation measures (Type C). It was also suggested that ordinances of Type A and Type B had different institutional issues. It was considered that Type A and Type B contributed to different aspect of Satochi landscape conservation and that a resolution of issues of each type was needed.

Keywords: *Satochi landscapes, Municipal ordinance, Secondary nature conservation*

キーワード: 里地, 市町村条例, 二次的自然環境保全

1. はじめに

近年、自然環境への関心が高まり、身近な自然とのふれあいの場として、また豊かな生活に欠かせない要素として、里地が再評価されている¹⁾。

里地は、里山・農地・集落などの複数の土地利用が相互に関係する、人間の自然への働きかけにより維持されてきた空間である²⁾。しかし高度成長期以降、特に都市農村混在地域において、市街化による里山・里地の減少が進行してきた。また、農家の担い手の減少に伴う管理放棄もみられるなど、さまざまな土地利用上の問題が生じている³⁾。里地の保全は早急に対応が求められる課題であり、なかでも土地利用調整に関する制度的支援の具体化は非常に重要であると考えられる。

これまでわが国における土地利用調整は、主として個別規制法により実施されてきた。これらの法律は、農地や森林を含めた総合的な計画を制度として規定しておらず、原則として各々の土地利用に即した行政的な対応がなされる。そのため、里地を全体として保全する場合には適応が困難であることが指摘されてきた⁴⁾。このような問題に対応しようものとして市町村による独自の条例への期待が高まりをみせている。多くの自治体において、二次的自然や二次的自然景観の保全を目的とした条例が制定され始めた。地方分権が推進される現在、市町村条例による里地保全制度の重要性は大きくなると考えられ、その実効性を評価し改善を図ることが求められる。そのためにはまず、既存条例の制定動向や実態を把握し、それらに規定される制度の課題点を明らかにすることが必要とされる。

条例の実態把握は、これまでもいくつかの研究において、類型化等の手法を通じて試みられてきているが⁵⁾⁶⁾⁷⁾⁸⁾、多様な内容を規定していること、さらに定義も不明瞭であることから、包括的・定量的な分析を行った研究は少なく⁹⁾、里地保全に関連する市町村条例について扱ったものはない。

里地の保全においては、土地の確保と管理の両面からの配慮に

加え、里山や農地を単独に扱うのではなく、里地全体をひとつの区域として一体的にとらえることが重要な課題である¹⁾。里地保全に関連する条例はこのような課題に、目的や保全対象、実現のための手法（以下あわせて戦略と称す）の規定により、それぞれに地域の目指すべき目標を具体化することで、対応していると想定される。

そこで本研究では、条例に規定される戦略に焦点をあて、関東南部の里地保全に関連する条例について、規定内容の数量化により定量的な類型化を試みる。その上で、各類型について活用実態の検証を通じて、既存条例の評価・改善の検討するための基礎的知見を得ることを目的とした。

2. 研究の対象と方法

(1) 調査対象地

調査対象地域として、関東南部の1都4県（東京、埼玉、千葉、神奈川、茨城）を選択した。これらの地域は里山里山が残存しつつも消失の危機に直面しているとされており、比較的早期から、市町村条例による緑地等の保全がはかられてきた地域でもある⁹⁾。

(2) 使用データ

里地は二次的自然をおもな構成要素としていることは広く認識されている。また里地は、里山、農地、農村集落等が一体となって形成していた二次的自然景観である¹⁾。そこで本研究では、前文・目的・基本理念において、二次的自然あるいは二次的自然景観（以下あわせて二次的自然環境とする）の保全に関する規定がみられた条例を対象として、分析を行った¹⁰⁾。

条例の条文は、2005年7月末までに各自治体の公式webサイトで公開された例規集より収集した。1975年から2005年までに制定された37市町村から40条例が収集された。

また、各条例による特定区域の指定状況は、2005年の8月に各市町村への電話による問い合わせ形式でヒアリングを行い、7月末時点での指定箇所数およびそれらの名称、全改正の背景など

*東京大学大学院農学生命科学研究科

を確認した。

(3) 研究の方法

研究方法は、第一に、里地保全に関連する条例に、どのような戦略が規定されているのか、その傾向をとらえるため、類型分析を行う。具体的には、まず条例を概観し規定内容を把握するための項目の整理を行い、整理された各項目についての規定状況を把握する。次に、その結果に基づき規定内容を数量化し、類型化を行う。

第二に、得られた類型化の結果にもとづき、具体的な担保手法を規定し、比較的有效性が高い類型AとBについて、その制定動向と活用実態を検証した(類型結果は3に示す)。

3. 規定内容に基づく対象条例の類型化

(1) 規定内容の把握

(i) 項目の整理

里地の保全という視点からみた場合、条例の規定内容は、大きく、1) 目的・基本理念、2) 基本事項、3) 担保手法、に区分され、それぞれにおいて里地の保全に関連する内容が規定されている¹¹⁾。したがって、本論における類型根拠は、条文に規定される目的、保全対象、担保手法に求めることとした。なお、ひとつの条例において複数の特定区域が設定され、それぞれ異なる保全対象や担保手段が規定されている場合があるが、本論では二次的自然環境に関連する区域を代表として解析に使用した¹²⁾¹³⁾。

(ii) 各項目の規定状況

既往研究⁸⁾¹¹⁾を参考に、目的では自然環境保全、生活環境保全、景観保全、まちづくり、の4項目が確認された(表-1)。また、保全対象については、1) 樹林地、2) 農地、3) 樹林地および農地を含む一定の区域を指定できる旨が明示されている区域(以下一体的区域)、4) 規定なしの4つの項目が確認され(表-1)、担保手法では10項目が抽出された(表-2)。

(ii) 各項目に関する規定状況

表-3にそれぞれの項目、またはその組み合わせに応じた条例数を示す。これによると、目的では、組み合わせパターンは7種類確認され、13条例において複数項目の組み合わせが規定されていた。担保手法の組み合わせパターンは、規定なしも含めて13種類確認され、19条例において複数項目の組み合わせが規定されていた。

(2) 条例の類型分析

(i) 分析方法

規定状況の把握により示された組み合わせは条例の特性を示すと考えられる。そこで本論では、40サンプルの条例について、表-1に示す17項目をダミー変数とし、規定が存在する場合を1、存在しない場合を0として値を与え、データを作成した。

これらのデータに基づき、数量化Ⅲ類とよばれる手法を用いて、

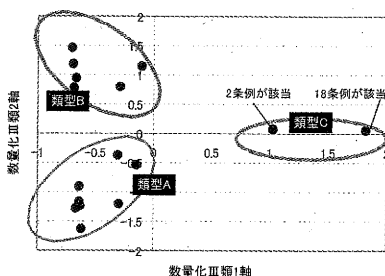


図-1 規定内容の数量化による条例の類型結果

各条例の数量化を行った。この過程で、項目の規定状況の類似性がデータに反映される。すなわち、同じ項目を規定している条例には同じ値を与えられ、類似した項目が規定されている条例には近い数値

表-2 里地保全に関連する条例において規定されていた担保手法の種類

担保手法	全域		特定区域	
	土地の確保		管理	
規制	行政主導	11. 行為・開発制限 -- 一定規模以上の開発 -- 一定規模以上の伐採	13. 行為・開発制限 ・伐採 ・土地の形状の改変 ・工作物の新・増・改築	17. 樹林等の管理行為の義務付け ・期間(一時的、継続的) ・管理主体(自治体、所有者) ・管理手法(指導あり、指導なし)
	住民活動の認定		14. 地域住民/市民団体による計画・規則の権威付け	18. 地域住民/市民団体による計画・規則の権威付け
誘導	行政主導	12. 市民団体の認定・支援	15. 指定に伴う減税	19. 管理行為に対する助成金の支給
	住民活動の認定	16. 地域住民・土地所有者からの指定申請の可能化		

(表中の担保手法コードは表-1に対応する)

表-1 目的・保全対象・担保手法において規定が確認された項目

目的	コード	項目
目的	P1	自然環境保全
	P2	生活環境保全
	P3	景観保全
	P4	まちづくり
保全対象	T1	樹林地
	T2	農地
	T3	一体的区域
	T4	規定なし
担保手法	I1	行為・開発制限
	I2	住民団体の認定・支援
	I3	行為・開発制限
	I4	土地所有者の合意による計画・規則の権威付け
	I5	指定に伴う減税
	I6	土地所有者からの指定申請の可能化
	I7	樹林等の管理行為の義務付け
	I8	土地所有者の合意による計画・規則の権威付け
	I9	管理行為に対する助成金の支給
	I10	規定なし

表-3 目的・保全対象・担保手法において規定が確認された項目とそれらの組み合わせに応じた条例の規定状況

目的	確認された項目または組み合わせ	条例数
複数項目の組み合わせあり	P1・P3・P4	13
	P1・P2・P4	3
	P1・P2	1
	P1・P3	3
	P1・P4	3
複数項目の組み合わせなし	P1	27
	P2	7
保全対象	T1	9
	T2	1
	T3	9
	T4	21
担保手法	複数項目の組み合わせあり	19
	I1・I2・I3・I4・I7	2
	I1・I2・I4・I6・I8	1
	I1・I3・I4・I6・I7・I8	1
	I1・I3・I4・I6・I8	3
	I1・I4・I6・I8	1
	I1・I3	1
	I1・I3・I6・I7・I9	2
	I3・I5・I6・I7	1
	I3・I7・I9	2
	I3・I6・I7	1
	I3・I6・I7・I9	4
	複数項目の組み合わせなし	21
I2	1	
I10	20	

(表中のコードは表-1に対応する)

が与えられる。数量化により得られたカテゴリスコアのうち、比較的高い値の高かった第1軸(固有値:

0.84)と第2軸(固有値:0.50)を変数として選択した。

(ii) 類型結果

各条例はA、B、Cの3つの集団に類型化された(図-1)。類型Aは9条例、Bは11条例、Cは20条例により構成された(図-2)。類型Aは、自然環境保全にその他の目的を組み合わせた条例により構成されていた(図-3)。保全対象については、一体的区域を規定した条例が9条例のうち8条例を占めていた(図-2)。担保手法について確認したところ、I4・I6・I8の、特定区域に関する住民活動の認定等に属する担保手法の組み合わせを規定している条例が9条例のうち7条例を占めていた(表-4)。

類型Bは、主に自然環境保全を目的として規定している条例によって構成された(図-3)。保全対象に関しては、類型Bに属する11条例のうち8条例が樹林地を規定しており、一体的区域を規定している条例は2条例のみであった(図-2)。担保手法に関しては、11条例のうち10条例において、特定区域における一定行為の制限に加え、管理行為の義務付けや管理行為に対する助成など管理に関しても規制・誘導の手法を組み合わせて保全をはかる、I3・I6・I7・I9の組み合わせが確認された(表-4)。

類型Cは、主として生活環境保全を単独目的とした条例により構成されていた(図-3)。保全対象・担保手段については規定されていなかった(図-2、表-4)。

(iii) 各類型の特性

目的を複合化した条例の制定は、個別法令では対応しにくい問題への対応のひとつのあらわれであると考えられており⁶⁾、類型Aの条例は個別法令では対応しにくい問題や区域の一体的な保全という課題に対応するものと考えられた。また、これらの条例は単に、地域住民の発意により特定区域に指定できる手法・手続きを条例に位置づけるだけでなく、特定区域の指定を地域住民の参画によって積極的に推進していく点に特徴づけられる。

類型Bの条例は、土地の確保に加え管理まで配慮した保全という課題に対し、行政の主導により実質的に対応する戦略をもつ

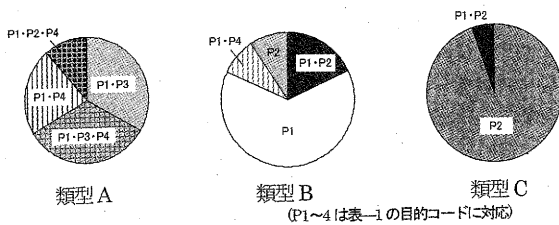


図-3 類型ごとの目的の規定状況

表-4 類型別にみた担保手法項目の組み合わせ規定状況 (単位: 条例数)

担保手法の組み合わせパターン	類型A	類型B	類型C
11・12・13・17			
11・12・14・15・16	1		
11・13・14・15・17・18	2		
11・13・14・15・16	3		
11・14・15・16	1		
12			
11・13			
11・13・14・15・17	2		
13・15・16・17	1		
13・17			
13・16・17			
13・16・17・18			
110			20

※表中のコードは担保手法で、二重下線は担保手法の組み合わせで、数字は担保手法の組み合わせによる規定された条例数である。また、数字は担保手法の組み合わせによる規定された条例数である。

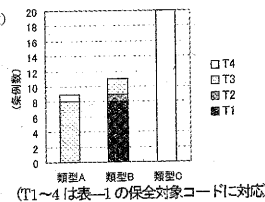


図-2 類型別にみた保安対象の規定状況

特性を有する。これらの条例では樹林地のみを対象とする条例が多く(図-3)、区域の一体的な保全という課題には対応出来ない可能性があるため、周辺の農地との関連性の維持をはかるシステムが求められると考えられた。

類型Cは、具体的な対象や担保を規定しない、啓発的な役割をもつ特性を有すると考えられた。

4. 各類型の制定動向と活用の実態

(1) 検証項目

動向については制定年¹⁰⁾により把握し、活用の実態についてはこれらの条例が特定区域を規定している点に特徴付けられる(表-4)ことから、特定区域の指定状況、指定箇所数により把握する。全域についての制度は条例が改正されない限り継続するが、特定区域、特に地域性緑地に関しては指定が一定の期間に限られ、担保の有効性が維持されない場合があり、指定期間の継続性は保全の実現性において、重要な要素といえる。そこで指定の継続性についても、どのような方針が規定されているか把握した。

(2) 結果と考察

(i) 類型A

制定時期について確認したところ、9条例のうち7条例が2000年以降に制定される新しい条例であることが示された(図-4)。類型Aにおいてみられるような、地域住民による計画策定的手法、いわゆる住民参加型的手法は、最近制定される傾向にあることが指摘されている⁶⁾⁸⁾。里地保全においても、民意を反映した計画的な視点から保全に取り組むシステムの導入がなされてきていることが伺われた。

しかし、一方で実際にどれくらいの区域が、これらの条例に基づいて指定されているかを確認したところ、類型Aの条例では実際に特定区域の指定が行われていた条例は、9条例のうち3条

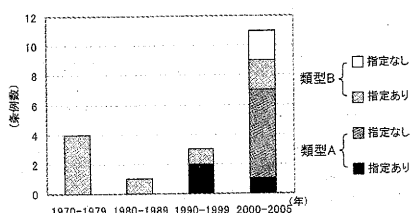


図-4 類型A・Bの条例における特定区域の制定時期別指定状況

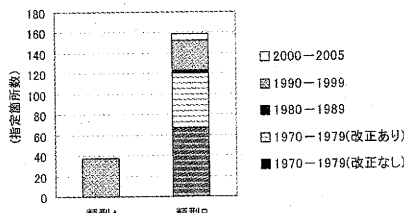


図-5 類型A・Bの条例における特定区域の制定時期別指定箇所数

例でしかなかった(図-4)。このうち2条例は1990年代に制定された条例である(これらの2条例のうち1条例は住民活動の認定を規定するものではなく、行政主導の土地の確保および管理に対する規制的手法が規定された条例であった)。また、これらの3条例により、実際に指定されていた区域の箇所数は、まだ37箇所であり、すべてが1999年までに制定された条例によって指定されたものであった(図-5)。このような結果となった理由としては、9条例のうち6条例が2000年以降に制定されるなど、全体として条例制定からの年数が浅いことに加え、住民の合意による計画の策定は時間がかかるもの¹⁵⁾であることが考えられる。指定期間の継続性という視点からみた場合、特定区域は、1)時限的区域、2)条件付永続的区域、3)その他の区域、の3つに分類されると考えられた¹⁶⁾。類型Aの条例では、9条例のうち、5条例が条件付永続的区域を、2条例がその他の区域を規定しており(表-5)、地域住民や所有者の同意が得られる場合、比較的長期にわたり指定される可能性があると考えられた。

住民の発意に基づく計画は、とくにまちづくりの分野において、実効性が高いことが示されている¹⁵⁾。また前述したように、特定区域の指定ができるだけでなく、住民の参画により指定後の維持管理の確保にも合意が得られ、継続性が期待されるなど、里地保全に必要な側面に広く対応でき、活用が期待される制度であるといえる。しかし、実際の指定箇所数は極めて少なく、活用の促進が制度上の課題点として示唆された。

(ii) 類型B

類型Bの条例では、1970年以降、わずかずつではあるが継続して制定されてきた(図-4)。各条例と制定年の詳細を確認したところ(表-6)、1980年代までと1990年以降の、大きく二つの時期に区分されると考えられた。

1980年代までの条例では、「緑地保全」「緑化推進」の名称が多くみられる。この時期は、各自治体が宅地開発による環境の悪化等の問題に対応するために、都市内の樹林地や農地の量の確保を目的とした施策を整備した時期であり¹⁷⁾、都市緑地の量的な確保の必要性を背景に条例の制定がすすめられたと考えられる。

それに対し、1990年以降は、新条例の制定と既存条例の全改正、の二つの動きが確認された。新条例の特徴として「丘陵地のみどり」や「手賀沼斜面林」など、特定の地域の保全を目的とした条例や、「環境」関連の条例の制定があげられる。

前者は、地域の個別の問題に対応するものであり、後者は1990年代以降の環境概念の高次化¹⁸⁾を背景に、環境行政の一環として二次的自然環境の保全に取り組む動きを示すと考えられる。

既存条例の全改正については、1980年代までに制定された5条例のうち3条例において行われた。改正は基本的に条例の位置づけの見直しをはかるものであったが、その背景には斜面林や雑木林などの、二次的自然環境保全の重要性の高まりがあった(表-5)。里地は、1994年の環境基本計画における「里地自然地域」に関して所定の政策が示されるなど、1990年代半ばからその重要性の認識が高まりをみせてきた。緑の量の確保を目的として始まったこれらの条例が、社会認識の変化に伴い、二次的自然環境の保全を意図したものへと変化してきてきたことが示唆された。

また類型Bの条例のうち、実際に特定区域の指定が行われていた条例数を確認したところ、11条例のうち8条例において、特定区域の指定されており(図-4)、実際に活用されるケースが多いことが示された。更に類型Bにより指定されている区域の合計は152箇所であり、類型Aの4倍近くにのぼる(図-6)。この類型の条例が活用の実態において里地保全行政に

表-6 類型Bの条例の名称ならびに制定・全改正年

制定年	条例名称	全改正の背景
1970-1979	1972 我孫子市緑地等の保全及び緑化の推進に関する条例	
	1972 調布市緑化条例	臨的なみどりを増やすことから質的なみどりの豊かさを目的として条例の位置付けを見直し
	(1996) (全改正後)調布市自然環境の保全等に関する条例	
	1974 新座市みどりの保全及び緑化の推進に関する条例	雑木林などの保全の必要性の高まりから、条例の位置付けを見直し
	(1991) (全改正後)新座市みどりのまちづくり条例	
	1973 川崎市における自然環境の保全及び回復育成に関する条例	丘陵地の斜面林などの保全の必要性の高まり、自然との共生・生物多様性の重要性の認識を背景に条例の位置付けを見直し
	(2000) (全改正後)川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例	
	1974 武蔵野市緑地確保のための農地保全条例	
1980-1989	1985 武蔵野市みどりの保護育成と緑化推進に関する条例	
1990-1999	1999 我孫子市千賀沼沿い新緑林保全条例	
2000-2005	2000 松伏町環境保全条例	
	2000 越谷市環境条例	
	2001 蓮子市みどり条例	
2005	八王子市市街地内丘陵地のみどりの保全に関する条例	

*改正の理由は市町村へのヒアリングに基づくデータ

表-5 類型A/Bにおける区域指定の継続性に関する規定状況

特定区域の区分	単位: 条例数	
	類型A	類型B
時限的區域	1	7
3年		(1)
5年	(1)	(4)
5年または10年		(1)
10年		(1)
条件付永続的區域	5	3
その他の區域	2	-
規定なし	1	1

占める位置は大きいものと考えられる。

しかし、継続性について確認したところ、11条例のうち7条例が時限的區域を規定していた。さらに、それらの指定期

間についてみたところ、3年から5年の比較的短い期間を規定したものが5条例であった。なお、指定期間が時限的であっても、買取請求が規定されている場合、里地保全の効果に大きな影響を与えたと考えられる。ただし、今回の対象条例において買取請求を規定していた条例は類型Bの条件付永続的區域を規定した2条例のみであった。類型Bの条例は、短期間の指定であることを明示するという傾向が読み取れる。一定行為の制限に加え、管理行為を規定している場合が多く、比較的強い私権制限につながるものであるため¹⁰⁾、このような時限的な制度となっていると推測され、保全対象の長期的な保全が条例運用上の制度の課題点として示唆された。

5. まとめと今後の課題

里地保全に関連する市町村条例は、その戦略において類型A・B・Cの3つの異なる特性を有するグループに分けられることが示された。

類型Aは、目的の複合化や一体的区域の指定の可能性により、個別法令では対応しにくい問題や区域の一体的な保全という里地の課題に、地域住民の参加を促す制度を整備することで保全の実現性を確保する戦略を有する条件整備型と考えられた。

類型Bは、土地の確保と管理の両面からの保全という課題に対し、管理にまで配慮した行政主体の規制・誘導的手法により対応するという戦略を有する、実質対応型と考えられる。

類型Cは保全対象・担保手法に関する具体的な記述がみられない啓発型である点に特徴付けられた。

また類型AおよびBの条例の条例について、運用面において異なる制度上の課題が示唆された。類型Aは、地域住民の参画により特定区域の指定を促すことを目標とする条例により構成されていたにもかかわらず、実際の指定状況は限られており、指定・活用の促進が課題として考えられた。また今回の結果からは得られていないが、制度内容が住民に対し十分に周知されていないこと、行政側からの支援体制が十分でないこともその要因として考えられ、今後の詳細な条例運用の実態把握が求められる。

それに対し、類型Bは、環境行政の一環としてあるいは地域個別の問題への対応として新条例を制定する動き、旧来の制度を活用しながら条例自体の位置づけを全改正により変化させる動き、という二つの動向により、里地保全に対応していることが示唆された。制度が時限的である点が、長期的な保全において問題であり、特定区域の継続的な指定確保のための手法の検討が求められるほか、区域の一体的な保全が課題として示された。

類型AおよびBは、里地の保全に異なる側面から対応しており、おのおのに重要な役割を担うものと考えられる。また今回調査を行った自治体のうち、我孫子市のように両類型の条例を制定している事例も確認された。このような両類型の条例の活用により、重要となる里山の管理による保全(類型Bによる対応)と、周辺地域の全体としての保全(類型Aによる対応)、という異なる保全システムが関連付けられ、里地保全の実現性が高められることも期待される。今後、市町村における里地の保全において、条例の重要性は増すものと考えられ、両類型の個別事例研究に基づくそれぞれの課題の解明が求められる。

謝辞

本研究をまとめるにあたり、東京大学緑地創成学研究室の大久保悟助手ならびに北川淑子氏をはじめとする研究室の皆様方に多大なご指導、ご助力を賜りました。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

補注および引用文献

- 1) 武内和彦 (2001): 二次的自然としての里地・里山: 武内和彦・鷲谷いづみ・恒川篤史編「里山の環境学」: 東京大学出版会, 東京, 1-9
- 2) Kobori, H. and Primack, R. B. (2003): Participatory conservation approaches for Satoyama, the traditional forest and agricultural landscape of Japan. AMBIO 32, 307-311
- 3) 深町加津枝 (2000): 農村空間における生物相および景観の保全に関する最近10年間の研究動向: ランドスケープ研究 63(3), 178-181
- 4) 大方潤一郎 (1999): 自治体総合土地利用計画の必要性と課題: 季刊日本不動産学会誌 13(4), 26-33
- 5) 池邊このみ (2001): 市町村条例に基づいた土地利用の規制・誘導手法の類型化に関する考察: 農村計画学会誌 20, 16-22
- 6) 成田頼明 (1992): 都市づくり条例の諸問題: 第一法規, 東京, 24-26
- 7) 田中晃代・鳴海邦碩・久隆浩 (1994): まちづくり関連条例の展開とその意義: 都市計画論文集 29, 685-690
- 8) 内海麻利・小林重敬 (1998): まちづくり条例の総合化動向に関する研究: 都市計画論文集 33, 541-546
- 9) 環境省 (2003): 里地自然の保全方策策定調査報告書: 自然環境保全センター, 東京, 283pp
- 10) 例えば、二次的自然では農地、二次林、ふるさとの森、屋敷林などを、二次的自然景観では農村景観、里山景観などを、規定している条例を対象とした
- 11) 三瓶由紀・武内和彦 (2005): 東京圏における里地保全に関連する条例の規定内容の把握: ランドスケープ研究 67(4)
- 12) 複数の特定区域が指定されている場合、生垣などを対象とした緑化推進重点地区なども規定されていた。本論の主旨は、里地の保全に対し各条例がどのような戦略を規定しているかを把握することにあり、これらの区域にはそれが反映されていないと考えられたため、解析の対象としていない。また二次的自然に関連する複数の特定区域を規定している条例も確認されたが、保全樹林と保全特別樹林のように、極めて類似した戦略が規定されている場合が多く、代表例の選択により条例の規定内容の把握は可能であると考え、保全に関する特定区域を代表例としてサンプルに採用した。
- 13) 住民という用語は様々な解釈が可能であるが、本論では、地方自治法第10条の定義に従い「市町村に住所を有する者」として扱い、特定区域内の地権者は地域住民と記述することとする。
- 14) 対象条例は改正されることもあるが、条例の制定年は今回の解析に使用した二次的自然環境の保全に関連する代表的な保全区域を規定した年とした
- 15) 北村喜宣 (1997): 環境行政過程と社会的意識決定: 「自治体環境行政法」: 良書普及会, 東京, 123-237
- 16) 具体的には、時限的區域は、指定期間についての数値的な記述がある場合、条件付永続的區域は、指定期間についての記述がなく指定解除の申請がない限り区域指定が持続する場合、その他の区域は、条例では期間の決定過程のみを示し具体的な数字を規定しない場合について(例えば、地域住民による計画等の策定過程で指定期間に関する事項を定めるものなど)、である。
- 17) 平野侃三 (1997): 緑のまちづくり背景展開の系譜と展望: 都市計画 206, 5-8
- 18) 内海麻利 (1999): まちづくり条例の類型とその動向: 小林重敬編「地方分権時代の街づくり条例」: 学芸出版社, 東京, 44-53
- 19) 北村喜宣 (1999): 「環境政策法務の実践」: きょうせい, 東京, 292pp